

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算定方法の改正について

この度、低入札価格調査基準について、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル基準が平成31年4月から改正されました。当市においても、ダンピング防止の強化を図るため、国の改正に合わせて低入札価格調査基準（最低制限価格）を変更します。

改正内容 価格設定範囲の改正（算定式は変更なし）

（現 行） 予定価格の「70－90%」の範囲内

（改正後） 予定価格の「75－92%」の範囲内

価格の設定は、予定価格算出の基礎となった下記に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とします。

ただし、その割合が100分の92を超えるときは100分の92とし、100分の75に満たないときは100分の75とします。

「直接工事費×0.97」

「共通仮設費×0.90」

「現場管理費×0.90」

「一般管理費×0.55」

※調査基準価格の算定式は変更ありません。

※算定式により調査基準価格を定めることが適当でないと認めるときは、予定価格の100分の75から100分の92までの範囲内で調査基準価格を設定します。

施行日 令和元年6月1日以降に公告する案件から適用